
2013 年版 上場企業 監査人・監査報酬 実態調査報告書

2013 年 2 月 22 日

監査人・監査報酬問題研究会

林 隆敏（関西学院大学）

松本祥尚（関西大学）

町田祥弘（青山学院大学）

－ 目 次 －

はじめに	1
1. 日本の監査報酬の実態分析	3
(1) 調査の期間、対象及び方法	3
(2) 監査証明業務報酬額の概況	3
(3) 過年度との比較	5
(4) 対売上高比率による分析	6
(5) 資本市場別の分析	7
(6) 監査人別の分析	8
(7) 補助者人数による分析	10
(8) 増減分析	11
(9) 監査証明業務以外の業務に基づく報酬の内容	14
2. アメリカにおける監査報酬の実態分析	15
(1) 調査の期間、対象及び方法	15
(2) 監査報酬の概況	15
(3) 日米比較	17
(4) 監査報酬額の分布	17
(5) 監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率	17
(6) 監査報酬額の上位企業	20
(7) 非監査業務に基づく報酬	21
(8) 税務報酬	22
(9) 総報酬の内訳	23
3. 監査報酬の実証分析	25
(1) 問題の所在と分析の目的	25
(2) 実証分析	26
(3) むすびにかえて	31
おわりに	32
参考文献	32
執筆者紹介	33

日本における上場企業は、2004年3月期以降に提出される有価証券報告書から、監査報酬の内容を監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬とに区分して開示することが求められてきた。さらに、2008年3月期以降に提出される有価証券報告書からは、「コーポレート・ガバナンスの状況」において、提出会社と連結子会社に区分した統一様式で監査報酬と非監査報酬を記載することが要求されるようになった。

本稿は、日本公認会計士協会からの委託研究の成果として、2011年度（2011年4月期決算より2012年3月期決算に至るまでの年度）における日本の全上場企業の監査人及び監査報酬に関する有価証券報告書記載情報に基づく実態調査結果をまとめたものである¹。本調査研究の目的は、日本における上場企業の監査の実態を、監査報酬を1つの手がかりとして明らかにすることにある。本調査研究によって毎年、監査報酬等に関するデータが蓄積されることは、いわゆるアーカイバル型の監査実証研究のインフラ整備に繋がるものと期待している²。

本稿は、1. 日本の監査報酬の実態分析、2. アメリカの監査報酬の実態分析、3. 監査報酬データを用いた実証分析から構成されている。1. では、本書に集録された2011年度の監査報酬等のデータを用いて、ここ数年のわが国の監査報酬等の動向を確認している。2. では、1. とほぼ同じ時期におけるアメリカの監査報酬のデータを利用して、同様の整理を試みている。また3. では、毎年、さまざまな角度からの実証研究を試みているところであるが、本年度は、監査報酬の減少が財務報告の質に及ぼす影響についての分析を行っている。

今回の分析にあたって、監査報酬の趨勢を考察するうえで留意しなければならない環境要因としては、内部統制報告制度と四半期報告制度の簡素化がある。内部統制報告制度については、2011年3月30日に公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」により、2011年4月1日以後開始する事業年度における財務報告に係る内部統制の評価及び監査から、企業の創意工夫を活かした監査人の対応が求められるとともに、全社的な内部統制の評価範囲の明確化と評価方法の簡素化、業務プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況の評価範囲の更なる絞り込みと評価手続の簡素化・明確化等が図られた。また、四半期報告制度については、2011年3月25日に「四半期財務諸表に関する会計基準」等が改正され、2011年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の第1四半期会計期間から、四半期キャッシュ・フロー計算書の開示の省略、四半期会計期間の四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書（または四半期損益及び包括利益計算書）の任意開示、および注記の簡素化が認められた。

2008年4月以降に開始する事業年度から適用された内部統制監査制度及び四半期レビュー制度は、2010年度から全ての上場企業において安定的に実施されるようになっており、両制度の導入当初に初

¹ 本研究の重要性を理解して、本研究会に研究を委託して下さった日本公認会計士協会・山崎彰三会長ほか関係各位に深く感謝申し上げたい。

² 過去5年間の調査結果及び分析については、監査人・監査報酬問題研究会『上場企業監査人・監査報酬白書』（日本公認会計士協会出版局）の2008年版から2012年版を参照されたい。また、5年間の委託研究の成果に監査報酬に関する問題の考察やアンケート調査結果の分析等を追加してまとめたものとして、監査人・監査報酬問題研究会『わが国監査報酬の実態と課題』（日本公認会計士協会出版局、2012年）がある。

期コストとして上昇した監査コスト（監査報酬）は、2010年度から微減の傾向を示している。今回の簡素化の影響は、それほど大きいとは考えられないものの、監査報酬を押し下げる要因となり得る。

以下では、このような状況下で実施した2011年4月期決算から2012年3月期決算に係る監査報酬及び監査人の実態に関する調査結果と分析を紹介する。

なお、実態調査の結果とそれに基づく分析は、従来、日本公認会計士協会出版局から『上場企業監査人・監査報酬白書』として刊行されてきたが、今年度から書籍としては出版されず、分析結果（本稿）は日本公認会計士協会のウェブサイト上で公開される。

1. 日本の監査報酬の実態分析

(1) 調査の期間、対象及び方法

日本の監査報酬及び監査人に関する実態調査の期間は、2011年4月期決算から2012年3月決算期に至る1年間であり、調査対象は、2012年3月末時点において日本の証券市場に上場しており、有価証券報告書を提出した全ての上場企業3,553社である。監査報酬や監査人のデータは、日経NEEDSのデータをもとに、金融庁の提供するEDINETを用いて調査対象企業の有価証券報告書を検索し、「コーポレート・ガバナンスの状況」、「監査報告書」その他の資料から手作業により必要なデータを収集して、確認、修正ないし追加した³。企業財務データについては、日経NEEDSのデータを利用した。

(2) 監査証明業務報酬額の概況

〔図表1〕は、分析対象企業の監査証明業務に基づく報酬の概況を示している。

〔図表1〕 監査証明業務に基づく報酬の概況

項 目	2010 年度	2011 年度
企業数（社）	3,616	3,553
合計（百万円）	223,003.70	215,851.80
平均（百万円）	61.67	60.55
最大（百万円）	4,449.00	4,276.00
中央値（百万円）	32.00	31.00
最小（百万円）	6.60	7.00
標準偏差	167.68	163.08

2011年度の監査証明業務に基づく報酬の平均（中央値）及び合計は、2010年度と比べて若干減少している。この傾向は2010年度と2009年度についても確認できる。

監査報酬の分析を行うにあたって留意しなければならないことの1つに、SEC登録企業及びSEC基準適用企業⁴が支払った監査報酬額の影響がある。わが国の会計基準等に基づく財務諸表の作成とそれに対する監査手続が実施されていない場合があることや、海外、特にアメリカにおける監査報酬はわが国よりも圧倒的に高いことから、SEC登録企業等を他の上場企業と同じサンプルとして扱うことは適切ではないと考

³ データの収集・整理は、監査人・監査報酬問題研究会のメンバーの指導・監督のもとで、メンバーが所属する大学の学生・院生の多大なる協力を得て行われた。厳格な要求に真摯に応えてくれた学生・院生の諸君に謝意を表したい。

⁴ 2012年3月末における日本の上場企業のうち、SECに登録している企業は次の23社である。ワコールホールディングス、インターネットイニシアティブ、小松製作所、クボタ、日立製作所、マキタ、日本電産、パナソニック、ソニー、アドバンテスト、京セラ、トヨタ自動車、本田技研工業、キヤノン、リコー、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、オリックス、野村ホールディングス、日本電信電話、エヌ・ティ・ティ・ドコモ、コナミ。（なお、このうち、三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループの3社は、有価証券報告書においては日本基準で財務諸表を作成している。）また、SEC基準適用企業は次の12社である。日本ハム、ジュピターテレコム、富士フイルムホールディングス、東芝、三菱電機、オムロン、TDK、村田製作所、伊藤忠商事、丸紅、三井物産、三菱商事。以下では、これら35社を一括して「SEC登録企業等」と称する。

えられる。〔図表2〕は、SEC登録企業等とそれ以外の上場企業の監査証明業務に基づく報酬の概要を比較したものである。

〔図表2〕 SEC登録企業等と非SEC登録企業等の概要比較

項 目	SEC登録企業等	非SEC登録企業等
企業数(社)	35	3,518
合計(百万円)	36,931.00	178,920.80
平均(百万円)	1,055.17	50.69
最大(百万円)	4,276.00	1,705.00
中央値(百万円)	578.00	31.00
最小(百万円)	128.00	7.00
標準偏差	1,038.78	80.96

〔図表2〕から明らかなように、企業規模等の条件の相違があるとはいえ、SEC登録企業等35社とそれ以外の上場企業3,518社とでは平均(中央値)で20.82(18.65)倍もの差がある。昨年度は20.62(23.61)倍であったので、平均の格差はほぼ横ばいで、中央値の格差が縮小したことになる。SEC登録企業等の監査報酬額の高さは〔図表3〕からも確認できる。

〔図表3〕 監査証明業務に基づく報酬の上位企業10社

企 業 名	決算期	主要 上場 市場	業 種	監査証明 業務報酬 (百万円)
三菱UFJフィナンシャル・グループ	3月	東1	銀行業	4,276
みずほフィナンシャルグループ	3月	東1	銀行業	3,536
三井住友フィナンシャルグループ	3月	東1	銀行業	3,313
日本電信電話	3月	東1	情報・通信業	2,645
日立製作所	3月	東1	電気機器	2,025
三菱商事	3月	東1	卸売業	1,924
パナソニック	3月	東1	電気機器	1,747
日本電気	3月	東1	電気機器	1,705
三井物産	3月	東1	卸売業	1,556
トヨタ自動車	3月	東1	輸送用機器	1,387

〔図表3〕は、監査証明業務に基づく報酬の支払額が高い企業上位10社を並べたものである。順位は少し入れ替わっているが、上位10社は昨年度と同じである。このうちSEC登録企業等ではないのは日本電気1社のみである。日本電気は2007年までSEC登録企業であったことを考慮すれば、監査報酬支払額の多い企業は、実質的にSEC登録企業であると解することもできる。

〔図表4〕は、非SEC登録企業等について、監査証明業務に基づく報酬の高額企業上位10社を並べたものである。非SEC登録企業等の上位2社である富士通と日産自動車の監査報酬額は、〔図表3〕に示した全体のトップ10の下位企業のそれと大きな差はないが、〔図表3〕と〔図表4〕を全体として比較すると、SEC登録企業等と非SEC登録企業等の監査報酬額の違いは一目瞭然であろう。

【図表 4】 非 SEC 登録企業等のうち監査証明業務に基づく報酬の上位企業 10 社

企 業 名	決算期	主要 上場 市場	業 種	監査証明 業務報酬 (百万円)
日本電気 (株)	3 月	東 1	電気機器	1,705
富士通 (株)	3 月	東 1	電気機器	1,315
住友商事 (株)	3 月	東 1	卸売業	1,280
イオン (株)	3 月	東 1	小売業	1,176
日産自動車 (株)	3 月	東 1	輸送用機器	959
ソフトバンク (株)	3 月	東 1	情報・通信業	820
三井住友トラスト・ホールディングス (株)	3 月	東 1	銀行業	768
双日 (株)	3 月	東 1	卸売業	754
(株) 新生銀行	3 月	東 1	銀行業	736
J Xホールディングス (株)	3 月	東 1	石油・石炭製品	715

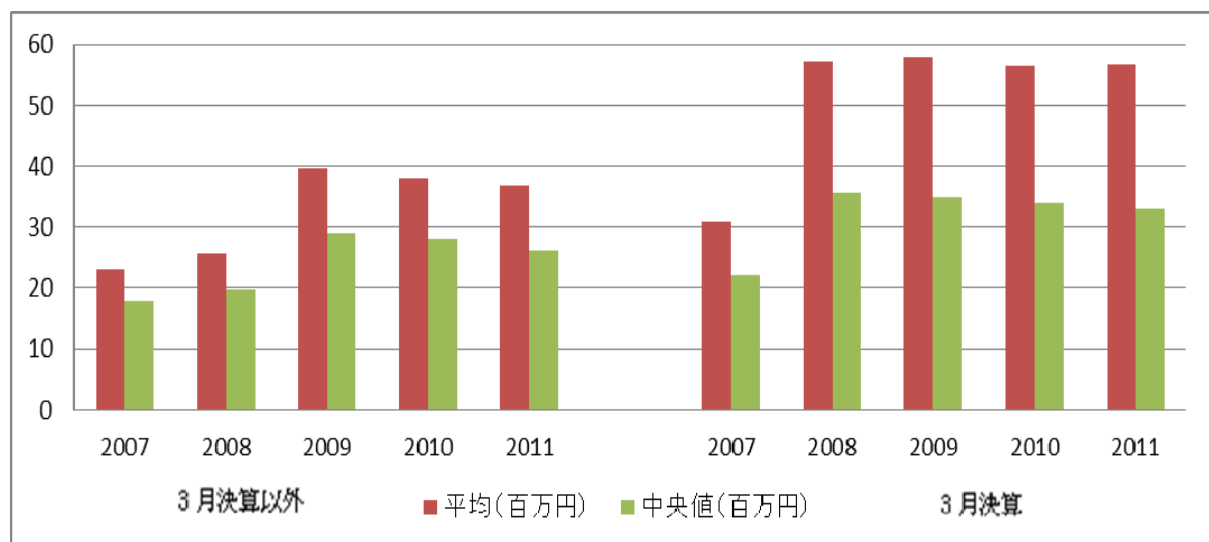
そこで以下では、わが国固有の特徴を導出するため、SEC 登録企業等を除いた企業 (3,518 社) を対象として分析を進めることにする。

(3) 過年度との比較

近年における監査報酬額の変化を確認するために、2007 年度から 2010 年度までの過去 4 年のデータと比較してみよう。ここ数年の分析では、四半期レビューと内部統制監査の導入時期の相違が監査報酬に及ぼす影響を考慮して、制度導入時期の異なる 3 月決算企業とそれ以外の企業を分けて比較しているので、今回もそれに倣うこととする。【図表 5】を参照されたい。

【図表 5】 監査証明業務に基づく報酬の推移

項目	3 月決算以外の企業					3 月決算企業				
	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
企業数 (社)	1,157	1,128	1,079	1,067	1,049	2,741	2,677	2,564	2,510	2,469
平均 (百万円)	22.96	25.70	39.60	37.81	36.75	30.84	57.11	57.67	56.46	56.65
中央値 (百万円)	18.00	19.85	29.00	27.90	26.00	22.00	35.50	35.00	34.00	33.00



〔図表 5〕から判るように、3 月決算以外の企業の監査報酬平均額については、内部統制監査及び四半期レビューが導入された 2009 年度には、前年度に比べて平均（中央値）で 54.09%（46.10%）の増加が見られたが、両制度が定着したと考えられる 2010 年度は、前年度比 4.5%（3.8%）の微減、2011 年度も同 2.8%（6.8%）の微減と減少傾向が続いている。一方、3 月決算企業については、内部統制監査及び四半期レビューが導入された 2008 年度には、前年度に比べて平均（中央値）が 85.2%（61.36%）も増加した。しかし、この 4 年間微減傾向が続いており、2011 年度は 2008 年度に較べて平均（中央値）で 0.8%（7.0%）減少している。

(4) 対売上高比率による分析

一般に、監査報酬に係る研究では、被監査企業の企業規模が異なることによる影響を排除するために、各企業の監査報酬額を売上高によって除した対売上高比率を利用することが多い。また、過年度の本調査研究においても、わが国の監査報酬額と売上高及び総資産額との関係は非常に大きいことが確認されている。そこで、過年度の分析との比較可能性の観点から、3 月決算企業に限定して、過去 5 年分の売上高に対する監査証明業務に基づく報酬の比率を確認しておきたい。〔図表 6〕は対売上高監査証明業務報酬比率の基本統計量を示している⁵。

〔図表 6〕対売上高監査証明業務報酬比率

項目	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
企業数（社）	2,741	2,677	2,564	2,510	2,469
平均（%）	0.144	0.262	0.277	0.252	0.250
最大（%）	7.431	23.881	24.038	22.976	42.105
中央値（%）	0.061	0.106	0.115	0.107	0.101
最小（%）	0.001	0.002	0.003	0.003	0.003
標準偏差	0.365	0.899	0.890	0.861	0.011
増加率（%）	—	0.119	0.015	-0.025	-0.002

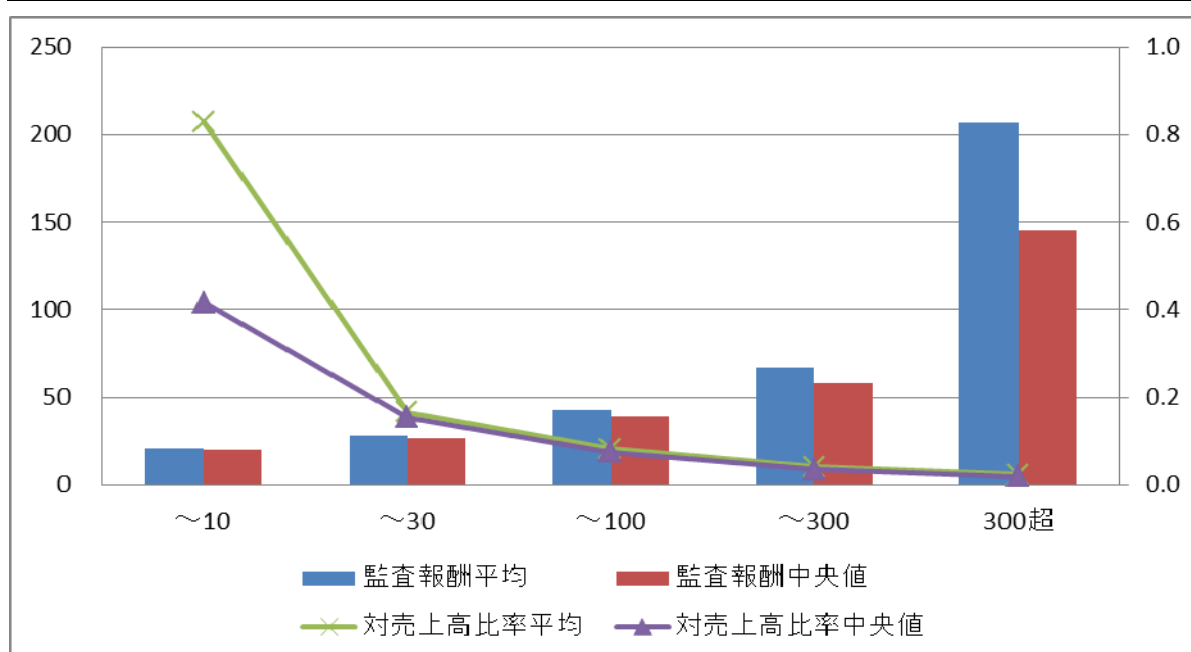
対売上高監査証明業務報酬比率は、内部統制監査及び四半期レビュー制度が導入された 2008 年度には、2007 年度に比べて平均（中央値）で 0.119%（0.045%）の増加が見られたが、2009 年度は前年度比 0.015%（0.009%）の微増、2010 年度と 2011 年度はそれぞれ前年度比 0.025%（0.008%）と 0.002%（0.006%）の微減となっている。

上述のとおり、監査報酬の分析にあたって対売上高比率を用いるのは、被監査企業の規模の影響を排除するためであるが、監査報酬には固定費部分が含まれるので、一般に、規模の小さい企業の対売上高比率は相対的に高くなることが明らかとなっている。そこで、監査証明業務に基づく報酬及び対売上高比率を売上高に応じて区分すると、〔図表 7〕のようになる。なお、サンプル企業は〔図表 6〕と同じである。

⁵ 連結財務諸表の作成初年度である等の理由で連結損益計算書が作成されていないため売上高（営業収益）のデータがない 3 社を除いている。

〔図表 7〕 監査証明業務報酬及び対売上高監査証明業務報酬比率

売上高 (10 億円)		～10	～30	～100	～300	300 超
企業数 (社)		527	632	652	378	280
監査証明業務報酬	合計 (百万円)	10,901.50	18,031.20	27,767.10	25,442.00	57,833.00
	平均 (百万円)	20.69	28.53	42.59	67.31	206.55
	最大 (百万円)	68.00	82.00	136.00	317.00	1,705.00
	中央値 (百万円)	20.00	27.00	39.00	58.00	145.50
	最小 (百万円)	7.00	10.00	14.00	21.00	17.00
	標準偏差	6.90	9.46	17.44	37.03	204.89
対売上高比率	平均 (%)	0.8297	0.1657	0.0822	0.0418	0.0239
	最大 (%)	42.1053	0.5013	0.3221	0.2185	0.1781
	中央値 (%)	0.4161	0.1541	0.0752	0.0366	0.0205
	最小 (%)	0.1029	0.0555	0.0218	0.0095	0.0029
	標準偏差	0.0227	0.0006	0.0004	0.0002	0.0002



〔図表 7〕から、監査証明業務報酬は、金額ベースでは企業規模に比例して増加するが、対売上高比率でみれば逓減するという傾向が確認できる。すなわち、売上高が100 億円に満たない企業の売上高に対する監査証明業務報酬比率の平均（中央値）は0.8297%（0.4161%）であるが、この比率は企業規模が大きくなるに従って次第に小さいものとなり、3,000 億円を超える売上高規模の企業では0.0239%（0.0205%）と極端に小さく、両者の間には34 倍（20 倍）の差がある。売上高が一定規模以上の企業にとっては監査報酬額の負担は小さく、規模の小さい企業にとっては負担が重いといわれる所以であり、海外において、監査免除やレビューによる監査の代替に関する議論が盛んに行われる背景といえよう。

(5) 資本市場別の分析

ここでは、資本市場を主要証券市場で区分し、監査証明業務に基づく報酬の動向を分析する。わが国には、東京証券取引所第一部や第二部をはじめとして複数の証券市場があるが、新興企業向け市場という位置付けの東証マザーズ、JDAQ、名証セントレックス、札幌アンビシャス、福岡 Q-Board とそれ以外の非

新興市場という区分を用いる。この区分は過年度の分析と同じものである。〔図表 8〕を参照されたい。なお、比較のためにサンプル企業は3月決算企業のみとしている。

〔図表 8〕 資本市場別監査証明業務報酬

新興市場	監査証明業務報酬			対売上高比率		
	(百万円)			(%)		
	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
企業数 (社)	679	665	643	679	665	643
合計	18,795	17,581	16,171			
平均	27.68	26.44	25.15	0.643	0.576	0.600
最大	150.00	188.00	161.00	24.038	22.976	42.105
中央値	25.00	24.00	22.00	0.289	0.270	0.253
最小	6.00	7.00	7.00	0.010	0.010	0.010
標準偏差	14.06	14.28	13.10	1.575	1.555	2.052

非新興市場	監査証明業務報酬			対売上高比率		
	(百万円)			(%)		
	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
企業数 (社)	1,885	1,845	1,826	1,885	1,845	1,826
合計	129,079	124,176	123,804			
平均	68.48	67.30	67.80	0.146	0.135	0.127
最大	1,978.00	1,703.00	1,705.00	11.868	6.469	7.047
中央値	41.00	40.00	40.00	0.086	0.079	0.076
最小	7.00	7.20	8.00	0.003	0.003	0.003
標準偏差	104.37	2.29	102.51	0.346	0.295	0.265

〔図表 8〕から、監査証明業務報酬額の平均（中央値）は、東証第一部や第二部といった比較的大規模な企業で構成される非新興市場では 67.80 百万円（40.00 百万円）であり、新興市場の 25.15 百万円（22.00 百万円）よりも大きな値をとっているが、対売上高比率の平均（中央値）は、新興市場の 0.600%（0.253%）に対して非新興市場は 0.127%（0.076%）となっており、関係が逆転していることが判る。これは〔図表 6〕でも確認されたように、監査証明業務報酬には固定費部分があるため、一定の下限が存在することによると解される。また、資本市場にかかわりなく、ここ数年来、金額ベースの監査市場が縮小しており、1 社当たりの監査報酬平均額も減少していることが示されている。

(6) 監査人別の分析

ここでは、監査人別の分析として、個別の監査法人の比較ではなく、海外の 4 大監査事務所と提携関係にある大手 4 監査法人（有限責任あずさ監査法人、あらた監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ）、大手 4 監査法人以外で監査担当企業数が 30 社以上の中堅 5 監査法人（太陽 A S G 有限責任監査法人、東陽監査法人、三優監査法人、京都監査法人、優成監査法人）及びその他の監査事務所に区分して比較する。〔図表 9〕を参照されたい。⁶

⁶ 連結財務諸表の作成初年度である等の理由で連結損益計算書が作成されていないため売上高（営業収益）のデータがない 7 社、共同監査 20 社、決算期の変更に伴い監査人が交代した 2 社を除いている。

〔図表 9〕 監査事務所の規模別監査証明業務報酬

項 目	大手 4 監査法人		中堅 5 監査法人		その他の監査事務所	
	監査証明 業務報酬 (百万円)	対売上高 比率 (%)	監査証明 業務報酬 (百万円)	対売上高 比率 (%)	監査証明 業務報酬 (百万円)	対売上高 比率 (%)
企業数 (社)	2,564	—	278	—	647	—
合計	151,286.20	—	9,197.10	—	17,077.50	—
平均	58.89	0.230	32.73	0.400	26.31	0.621
最大	1,705.00	40.000	626.00	30.000	209.00	42.105
中央値	35.00	0.103	25.00	0.155	22.00	0.167
最小	7.00	0.001	8.00	0.011	7.00	0.003
標準偏差	91.01	0.988	41.08	1.844	17.24	2.428

〔図表 9〕 に示されているように、大手 4 監査法人の監査証明業務報酬額の平均（中央値）は 58.89 百万円（35.00 百万円）であるのに対して、中堅 5 監査法人及びその他の監査事務所平均（中央値）はそれぞれ 32.73 百万円（25.00 百万円）及び 26.31 百万円（22.00 百万円）であり、監査事務所の規模に応じた差をはっきりと確認できる。しかしながら、対売上高比率を比較すると、大手 4 監査法人の平均（中央値）0.230%（0.103%）よりも中堅 5 監査法人 0.400%（0.155%）及びその他の監査事務所 0.621%（0.167%）の方が相対的に高い。

なお、監査報酬の金額は、一般に、監査事務所が監査を担当する企業の規模（売上高及び総資産額）によって大きな影響を受けると考えられることから、監査事務所の規模と市場別占有率を〔図表 10〕で確認しておこう。

〔図表 10〕 監査事務所の規模と市場別占有率

市場区分	大手 4 監査法人		中堅 5 監査法人		その他の監査事務所		合計
非新興市場	1,850 社		149 社		344 社		2,343 社
	72.2%	79.0%	53.6%	6.4%	53.2%	14.7%	67.2% / 100%
新興市場	714 社		129 社		303 社		1,146 社
	27.8%	62.3%	46.4%	11.3%	46.8%	26.4%	32.8% / 100%
合計	2,564 社		278 社		647 社		3,489 社
	100%	73.5%	100%	8.0%	100%	18.5%	100% / 100%

〔図表 10〕 から、大手 4 監査法人の監査担当企業には相対的に非新興市場に上場する企業が多い（非新興市場上場企業数：新興市場上場企業数＝1,850 社：714 社〔72.2%：27.8%〕）のに対して、中堅 5 監査法人及びその他の監査事務所の監査担当企業には相対的に新興市場に上場している企業が多い（その他の監査事務所では、非新興市場上場企業数：新興市場上場企業数＝344 社：303 社〔53.2%：46.8%〕）ことが判る。

したがって、規模の大きな監査事務所の監査証明業務報酬額が相対的に高い理由の 1 つは、監査を担当している企業の多くが非新興市場に上場している規模の大きな企業であることによるといえる。

(7) 補助者人数による分析

われわれの調査では、有価証券報告書に開示されている補助者の人数データも収集している。このデータは第Ⅱ部では公認会計士、会計士補、その他に区分されているが、企業により人数の示し方にバラツキがあるため、ここでは開示された補助者人数の合計を分析に用いることとする。

まず、開示された補助者人数の基本統計量を確認しよう。〔図表 11〕を参照されたい。サンプルは、補助者の人数を開示している 3,495 社（「補助者の人数は〇名程度」のように概数を示している企業を除く）である。

〔図表 11〕 補助者人数の概況

項目	全体	SEC 登録 企業等	非 SEC 登録 企業等
企業数 (社)	3,495	32	3,463
合計 (人)	47,929.00	2,443.00	45,486.00
平均 (人)	13.67	76.34	13.09
最大 (人)	256.00	256.00	116.00
中央値 (人)	11.00	57.00	11.00
最小 (人)	1.00	19.00	1.00
標準偏差	11.63	57.03	8.42

〔図表 11〕から判るように、サンプル 3,495 社の監査業務補助者の平均（中央値）は 13.67 人（11.00 人）であるが、SEC 登録企業等（35 社のうち 3 社は補助者の人数データを開示していない）とそれ以外外の企業の平均（中央値）には 5.8 倍（5.2 倍）の格差がある。そこで、以下の分析においても、ここまでと同様に非 SEC 登録企業等 3,463 社をサンプルとする。

次に、監査報酬と補助者人数の関係を確かめよう。〔図表 12〕は補助者の人数区分ごとの監査報酬の概況である。

〔図表 12〕 補助者人数と監査報酬の関係

項目	補助者の人数			
	10 名以下	15 名以下	20 名以下	20 名超
企業数 (社)	1,245	1,125	588	499
合計 (百万円)	31,380.80	43,884.00	32,519.00	65,075.00
平均 (百万円)	25.21	39.01	55.3	130.41
最大 (百万円)	292	1,176.00	714	1,705.00
中央値 (百万円)	23	31	41	78
最小 (百万円)	7	8	10	10
標準偏差	13.87	47.67	53.17	162.74

（注）監査報酬と補助者人数の相関係数は 0.618 である。

〔図表 12〕から、当たり前のことではあるが、補助者の人数が増えると監査報酬も高くなる傾向が確認できる。〔図表 13〕は監査事務所の規模別に、〔図表 14〕は売上高の規模別に、それぞれ補助者人数の概況を示している。

〔図表 13〕 監査事務所の規模別補助者人数

項目	大手 4 監査法人	中堅 5 監査法人	その他の 監査事務所
企業数 (社)	2,523	280	642
合計 (人)	38,015.00	2,841.00	4,428.00
平均 (人)	15.03	10.04	6.87
最大 (人)	116.00	31.00	26.00
中央値 (人)	13.00	9.00	6.00
最小 (人)	2.00	2.00	1.00
標準偏差	8.64	4.60	3.48

(注) サンプルは 3,463 社から共同監査を受けている 18 社を除いた 3,445 社。

〔図表 14〕 売上高の規模別補助者人数

項目	売上高 (10 億円)				
	～10	～30	～100	～300	300 超
企業数 (社)	912	891	865	469	313
合計 (人)	7,919.00	9,808.00	11,598.00	7,760.00	8,130.00
平均 (人)	8.68	11.01	13.41	16.55	25.97
最大 (人)	31.00	36.00	46.00	87.00	116.00
中央値 (人)	8.00	10.00	13.00	15.00	23.00
最小 (人)	1.00	1.00	1.00	2.00	5.00
標準偏差	3.96	4.78	5.67	8.23	14.55

(注) サンプルは 3,463 社から共同監査を受けている 18 社と売上高 (営業収益) のデータがない 7 社を除いた 3,438 社。

〔図表 13〕は、監査事務所の規模が大きいほど監査証明業務に従事する補助者の人数も多い傾向を示している。また〔図表 14〕からは、被監査企業の売上高規模が大きいほど、その企業の監査証明業務に従事する補助者の人数も多いこととともに、補助者の人数で見ても監査証明業務報酬には固定費部分があることが読み取れる。例えば、売上高 100 億円未満の企業では売上高 1 億円あたりの補助者数の平均 (中央値) は 0.415 人 (0.178 人) であるが、売上高 300 億円以上 1,000 億円未満の企業では 0.026 人 (0.024 人)、同 3,000 億円超の企業では 0.004 人 (0.003 人) である。

(8) 増減分析

監査証明業務に基づく報酬に関する分析の締めくくりとして、前年度との増減比較を行いたい。〔図表 15〕は、2010 年度から 2011 年度にかけての監査証明業務に基づく報酬の増減に関する基本統計量を、パターン別に示したものである。サンプル企業は、SEC 登録企業等を除く分析対象から、2010 年度及び 2011 年度に決算期を変更した企業を除く 3,449 社である。

まず、全体の増減状況を確認すると、2011 年度に監査報酬が増加した企業数は 724 社 (20.99%) であるのに対して減少した企業数は 1,331 社 (38.59%) と、減少企業数が増加企業数を大きく上回り、監査報酬は全体で 3,628.5 百万円減少している。しかし、サンプル企業全体の増減額平均は 1.05 百万円の減少にとどまっている。増加企業の平均増加率は 10.51% であり、減少企業の平均減少率は 9.44% であった。〔図表 16〕は、増減率別の企業数を示している。

〔図表 15〕 監査証明業務報酬の増減比較

項 目	全体		増加企業		増減なし	減少企業	
	3,449 社		724 社		1,394 社	1,331 社	
	(100%)		(20.99%)		(40.42%)	(38.59%)	
	増減額 (百万円)	増減率 (%)	報酬額 (百万円)	増加率 (%)	報酬額 (百万円)	報酬額 (百万円)	減少率 (%)
合計	-3,628.50	—	47,870.00	—	47,563.70	79,167.10	—
平均	-1.05	-0.01	66.12	10.51	34.12	59.48	9.44
最大	262.00	2.18	1,705.00	217.98	397.00	1,315.00	66.67
中央値	0.00	0.00	33.00	4.55	28.00	34.00	6.12
最小	-379.00	-0.67	8.00	0.12	7.00	7.00	0.16
標準偏差	11.38	12.70	111.48	18.09	24.87	90.19	9.82

〔図表 16〕 増減率別企業数

増減率	企業数
-50%以上	15
-40%以上 -50%未満	18
-30%以上 -40%未満	31
-20%以上 -30%未満	92
-10%以上 -20%未満	252
-10%未満	923
増減なし	1,394
10%未満	518
10%以上 50%未満	176
50%以上 100%未満	23
100%以上	7
合計	3,449

個別の企業について確認すると、監査証明業務報酬が前年度比 50%以上減少した企業は〔図表 17〕の 15 社である。2009 年度から 2010 年度に 50%以上減少した企業は 49 社であり、大幅減少企業の数はかなり減っている。一方、前年度比 50%以上増加した企業は〔図表 18〕の 25 社である。

〔図表 17〕からいくつかの傾向が読み取れる。まず、業種について、15 社のうち 3 社（20%）が情報・通信業に、2 社（13.3%）が食品業に属しているが、この比率は、情報・通信業と食品業がサンプル全体に占める割合（情報・通信業 9.8%、食品業 3.8%）に較べて高い。次に、15 社のうち 13 社は売上高または当期純利益が前年度よりも減少しているが、残りの 2 社は増収増益にもかかわらず監査報酬を 50%以上減少させている。また、15 社中 11 社は監査人が交代しており、監査人の交代時に監査報酬の引き下げが生じやすい傾向がみられる。このことは〔図表 18〕と比較すれば一層明白である。

前年度比 50%以上増加した企業の業種については、25 社のうち 5 社（20%）が情報・通信業に、3 社（12.0%）が機械に、2 社（8.0%）がその他金融業に属している。これらの比率は、情報・通信業、機械、その他金融業がサンプル全体に占める割合（情報・通信業 9.8%、機械 6.8%、その他金融業 1.2%）に較べて高い。売上高及び当期純利益の増減についてみると、25 社のうち 5 社は 2011 年度に比べて減収減益、9 社は売上高または当期純利益が減少しており、増収増益は 11 社に過ぎない。

【図表 17】 監査証明業務報酬が前年度比 50%以上減少した企業

業種	2011 年度 監査証明 業務報酬 (百万円)	変動額 (百万円)	監査報酬 増減率 (%)	売上高 増減率 (%)	当期利益 増減率 (%)	監査人の 交代パターン
その他金融業	20	-40	-66.67%	-36.73%	22.74%	大手→大手
精密機器	28	-54	-65.85%	11.09%	24.89%	大手→大手
食料品	25	-43	-63.24%	-69.11%	-43.58%	その他→その他
輸送用機器	55	-93	-62.84%	-0.37%	-235.12%	大手→大手
情報・通信業	11	-18	-61.67%	-24.91%	-13.90%	交代なし
サービス業	14	-22	-61.43%	-13.15%	-138.79%	その他→その他
その他製品	8	-12	-60.00%	-15.32%	28.96%	その他→その他
化学	19	-25	-56.82%	2.28%	-86.33%	大手→その他
卸売業	41	-53	-56.38%	14.11%	-3.34%	その他→その他
情報・通信業	12	-16	-56.36%	-84.51%	-72.56%	交代なし
卸売業	13	-16	-55.17%	2.51%	31.58%	大手→その他
食料品	15	-17	-53.13%	0.83%	-64.37%	大手→その他
不動産業	88	-92	-51.11%	-9.99%	-202.22%	その他→その他
情報・通信業	15	-16	-50.82%	-1.56%	2742.86%	交代なし
小売業	18	-18	-50.00%	-2.94%	-118.43%	交代なし

【図表 18】 監査証明業務報酬が前年度比 50%以上増加した企業

業種	2011 年度 監査証明 業務報酬 (百万円)	変動額 (百万円)	監査報酬 増減率 (%)	売上高 増減率 (%)	当期利益 増減率 (%)	監査人の 交代パターン
情報・通信業	283	194	217.98%	50.80%	574.97%	交代なし
精密機器	468	262	127.18%	0.17%	-763.66%	交代なし
情報・通信業	38	21	126.19%	716.06%	1736.36%	交代なし
サービス業	42	22	110.00%	40.22%	-76.28%	交代なし
陸運業	94	46	95.83%	50.20%	84.59%	交代なし
小売業	64	30	88.24%	6.54%	3.00%	交代なし
金属製品	47	22	88.00%	160.14%	-2305.23%	交代なし
小売業	13	6	85.71%	-7.81%	-274.66%	交代なし
建設業	76	35	85.37%	26.79%	-89.36%	交代なし
サービス業	27	12	80.00%	-66.91%	68.60%	その他→中堅
小売業	57	25	78.13%	14.56%	103.62%	交代なし
パルプ・紙	104	43	70.49%	-0.29%	-34.18%	交代なし
その他金融業	104	42	67.74%	28.01%	-28.61%	交代なし
機械	22	9	66.67%	-6.08%	-185.64%	その他→大手
機械	25	10	66.67%	82.25%	131.31%	交代なし
医薬品	40	16	66.67%	-54.74%	1.03%	その他→その他
サービス業	27	10	58.82%	116.66%	147.67%	中堅→大手
保険業	38	14	58.33%	6.60%	49.10%	その他→その他
情報・通信業	38	14	58.33%	87.62%	149.90%	交代なし
サービス業	30	11	57.89%	48.03%	1.88%	交代なし
その他金融業	128	46	56.10%	2.26%	6.80%	交代なし
情報・通信業	57	20	54.05%	-21.81%	-69.43%	交代なし
卸売業	33	11	52.78%	26.36%	-223.74%	その他→その他
機械	52	18	52.05%	-0.26%	-416.67%	交代なし
情報・通信業	46	15	50.33%	66.05%	-7.50%	交代なし

(9) 監査証明業務以外の業務に基づく報酬の内容

監査証明業務以外の業務に基づく報酬を「非監査証明業務に基づく報酬」の項目で開示した企業は1,088社であり、分析対象企業（SEC 登録企業以外の3,518社）の30.93%にあたる。〔図表19〕は、2008年度から2011年度までの4年間における3月決算企業に限定して、監査証明業務以外の業務に基づく報酬の推移を示したものである。

〔図表19〕 監査証明業務以外の業務に基づく報酬

項目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
企業数（社）	1,178	567	871	822
合計（百万円）	8,944	4,833	8,655	9,526
平均（百万円）	7.59	8.52	9.94	11.59
最大（百万円）	411.00	369.00	575.00	327.00
中央値（百万円）	3.00	3.00	3.00	3.00
最小（百万円）	0.00	0.00	0.00	0.00
標準偏差	20.31	25.04	29.96	25.44

〔図表19〕から、監査証明業務以外の業務に基づく報酬は、2008年度と比べても、前年度と比べても、増加傾向にあることが判る。これらの非監査証明業務に関する開示内容を個別に確認したところ、IFRS 関連の指導・助言業務等は、2009年度101件、2010年度270件、2011年度は434件と年々増加しており、2011年度は、非監査証明業務の内容を具体的に開示している企業（767社）の半数以上を占めている。一方で、内部統制に関連する業務（整備後の内部統制に対する検証業務など）は41件であり、年々減少している。その他の業務としては、コンフォートレターの作成業務（85件）、デューデリジェンス（35件）、税務業務（21件）などが示されている。

（林 隆敏）

2. アメリカにおける監査報酬の実態分析

アメリカでは、2000年から被監査企業が監査人に支払う監査報酬及び非監査報酬の金額が業務ごとに開示されている。その後、サーベインズ=オックスリー法の制定等を経て、監査報酬開示はより拡充されてきており、現行のアメリカ証券取引委員会規則によると、登録会社は、株主宛の委任状（proxy statement）において、①監査報酬（財務諸表の監査、四半期財務諸表のレビュー、または法定の開示書類について通常提供される業務に対する報酬）、②監査関連報酬（財務諸表の監査またはレビューに関連して提供される保証業務または関連業務であって①に含まれないものに対する報酬）、③税務報酬、④その他のすべての報酬に区分して開示することが求められている⁷。

(1) 調査の期間、対象及び方法

調査対象企業は、ニューヨーク証券取引所（以下、NYSE）、アメリカン証券取引所（以下、AMEX）、または全国店頭銘柄建値自動通報システム（以下、NASDAQ）において株式が公開されている企業のうち、Audit Analytics^Rに監査報酬データが収録されている5,345社（うちNYSE2,518社、AMEX424社、NASDAQ2,403社）である。

(2) 監査報酬の概況

図表20及び図表21は、調査対象会社における監査報酬額の概況を示したものである。時系列的な変化を示すため、2010年度のデータを併記している。監査報酬の総額（監査の市場規模）は、全体の合計額で2008年度の8,049,708千ドルから2011年度は11,272,870.35千ドルへと約40.04%増加している。市場別にみても、AMEXが縮小しているものの、他の2つの市場においては増加傾向にある。

2011年度は、2010年度に比べて企業数が240社減少している。この純減の構成を見たところ、NYSE10社増、AMEX47社減、NASDAQ203社減である。しかしNASDAQについては、企業数の減少にもかかわらず2010年に比べて103,703千円（4.52%）の監査報酬額の増加となっている。

企業数の減少に加えて最大監査報酬額も低下しているが、全体としての監査報酬額は増加基調にあるといえる。このような背景には、

- (1) PCAOBによる既存の監査基準の整備が進んで、PCAOB基準への対応が求められるようになったことに伴う監査手続の増加、
- (2) 2011年1月18日にPCAOBが、リスク評価の高度化と重要な虚偽表示を発見できないリスクを最小化することを指向する⁸一連の6つの新監査基準⁹を公表したことによる監査時間の増加、

⁷ 以下を参照のこと。

Securities and Exchange Commission, General Rules and Regulations on Securities Exchange Act of 1934, §240.14a-101, Schedule 14A, Information required in proxy statement, Item 9.

SEC, Final Rule: Strengthening the Commission's Requirements Regarding Auditor Independence, Jan. 28, 2003.

⁸ PCAOB (2010), "PCAOB Adopts New Auditing Standards on Risk Assessment," News Releases, August 5.

⁹ これら一連の新監査基準は、AS 8 Audit Risk、AS 9 Audit Planning、AS 10 Supervision of the Audit Engagement、AS 11 Consideration of Materiality in Planning and Performing an Audit、AS 12 Identifying and Assessing Risks of Material Misstatement、AS 13 The Auditor's Responses to the Risks of Material Misstatement、AS 14 Evaluating Audit

といった背景が考えられる。

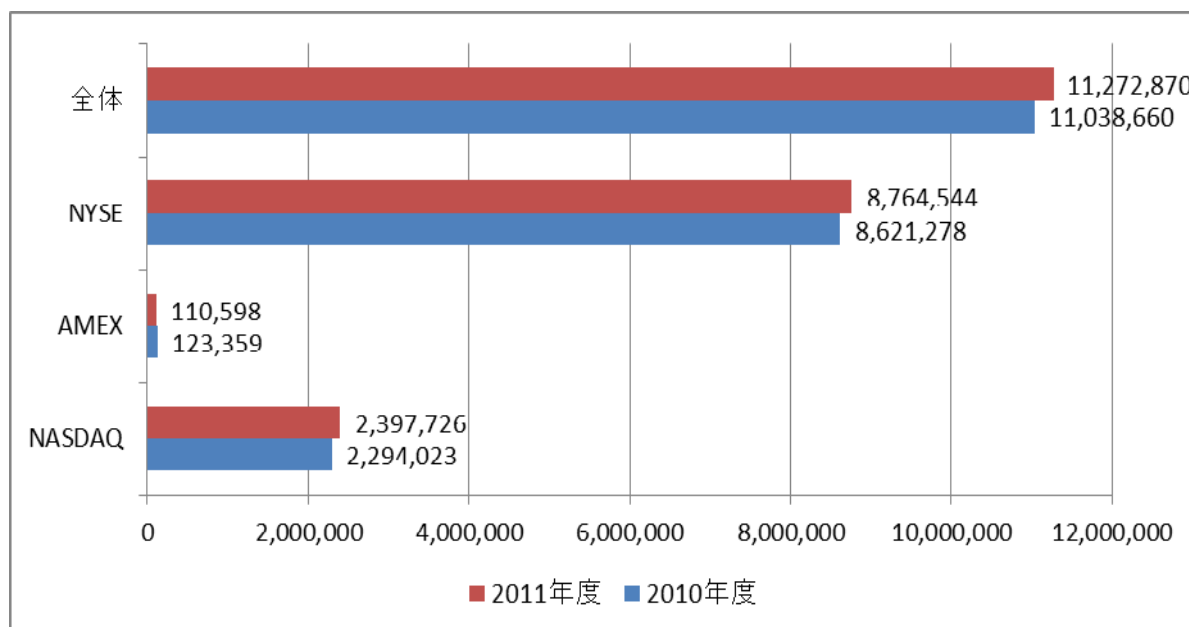
なお、以下では、本年度のデータを明示するために、2010 年度と 2011 年度に共通してデータが得られるサンプル企業ではなく、2011 年度全体のデータで検討を進めることとする。

【図表 20】 監査報酬の概況

項目	全体		NYSE	
	2010 年度	2011 年度	2010 年度	2011 年度
企業数 (社)	5,585	5,345	2,508	2,518
合計額 (千ドル)	11,038,660.32	11,272,870.35	8,621,277.79	8,764,544.63
平均 (千ドル)	1,976.48	2,109.05	3,437.51	3,480.76
最大 (千ドル)	144,500.00	96,600.00	144,500.00	96,600.00
中央値 (千ドル)	628.95	675.00	1,237.32	1,246.25
最小 (千ドル)	5.00	2.00	5.90	2.00
標準偏差	5,442.98	5,620.57	7,728.89	7,607.58

項目	AMEX		NASDAQ	
	2010 年度	2011 年度	2010 年度	2011 年度
企業数 (社)	471	424	2,606	2,403
合計額 (千ドル)	123,359.28	110,598.87	2,294,023.26	2,397,726.84
平均 (千ドル)	261.91	260.85	880.29	997.81
最大 (千ドル)	5,766.00	6,652.00	29,379.00	81,309.00
中央値 (千ドル)	143.50	146.78	491.95	520.60
最小 (千ドル)	5.00	10.00	5.00	2.29
標準偏差	471.52	476.49	1,590.51	2,405.55

【図表 21】 監査報酬の合計額の推移



Results、AS 15 Audit Evidence からなる。これらの基準は、2010 年 12 月 15 日以降開始事業年度より適用するものとされた。

(3) 日米比較

ここでは日米の監査報酬額の概略的な比較を行いたい。〔図表 22〕を参照されたい。アメリカにおける監査報酬は便宜上\$1=¥100 で換算している。また、比較の便宜上、わが国企業のサンプルは3月決算企業に限定している。

〔図表 22〕 監査証明業務報酬の日米比較

項 目	アメリカ		日本	
	2010 年度	2011 年度	2010 年度	2011 年度
企業数 (社)	5,585	5,345	2,511	2,472
合計 (百万円)	1,103,866.03	1,127,287.04	141,774.30	140,042.80
平均 (百万円)	197.65	210.90	56.46	56.65
最大 (百万円)	14,450.00	9,660.00	1,703.00	1705.00
中央値 (百万円)	62.90	67.50	34.00	33.00
最小 (百万円)	0.50	0.20	7.00	7.00

〔図表 22〕 から判るように、直近会計年度の監査証明業務報酬の平均（中央値）は、アメリカの 210.90 百万円（67.50 百万円）に対して、日本では 56.65 百万円（33.00 百万円）となっている。したがって、わが国の監査証明業務報酬の対アメリカ比は、26.86%（48.89%）に相当することになる。昨年度が 28.57%

（54.05%）であることからすると、日米の監査報酬格差はより拡大したことになる。また 2009 年度に経済不況のために一旦下落した後、前年比 20%増加した 2010 年度アメリカの監査報酬が、2011 年度には上場企業数の減少と最高監査報酬額の減少もあったにもかかわらず、全体として前年比 2%増（平均 6%増、中央値 7%増）となっている。2010 年 12 月 15 日以降開始事業年度より新たな PCAOB による一連の監査基準により全ての企業における監査時間が増加したものと推測される。

(4) 監査報酬額の分布

図表 23 及び図表 24 は、調査対象会社全体及び市場別の監査報酬額の分布状況を示したものである。各市場の監査報酬額の分布状況には大きな相違がある。NYSE には 2,000 千ドル超の監査報酬を支払っている企業が 21.3%も存在するのに対して、たとえば AMEX の中央値は、100 千ドル超 300 千ドル以下のレンジである。こうした分布状況の相違の原因としては、市場に属する企業の規模や業種等が異なることが想定される。

(5) 監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率

ここでは、企業規模の影響を排除するために、監査報酬の絶対額ではなく監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率をみてみよう。一般的に売上高と総資産額の多寡は監査手続（監査時間数）に影響すると考えられており、われわれの過年度の研究¹⁰においても、わが国の監査環境において監査報酬額との相関が

¹⁰ とくに、次における「Ⅰ 分析編」を参照されたい。

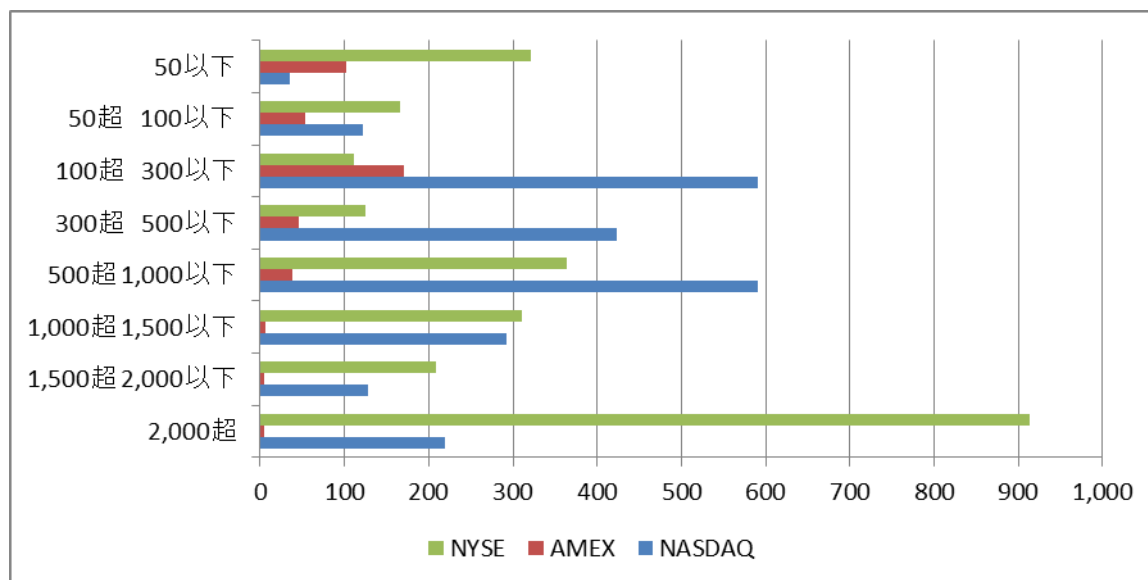
監査人・監査報酬問題研究会編『上場企業監査人・監査報酬白書 2010 年版』日本公認会計士協会出版局、2009 年。

【図表 23】 監査報酬額の分布の推移

監査報酬額 (千ドル)	全体		NYSE	
	2010 年度	2011 年度	2010 年度	2011 年度
	(社)	(社)	(社)	(社)
50 以下	36	458	9	321
50 超 100 以下	541	341	354	166
100 超 300 以下	379	873	160	111
300 超 500 以下	937	593	108	125
500 超 1,000 以下	611	993	109	364
1,000 超 1,500 以下	1,065	609	361	310
1,500 超 2,000 以下	584	340	301	208
2,000 超	1,468	1,138	1115	913
合計 (社)	5,585	5,345	2,508	2,518

監査報酬額 (千ドル)	AMEX		NASDAQ	
	2010 年度	2011 年度	2010 年度	2011 年度
	(社)	(社)	(社)	(社)
50 以下	6	102	21	35
50 超 100 以下	130	53	57	122
100 超 300 以下	60	171	159	591
300 超 500 以下	177	45	652	423
500 超 1,000 以下	44	38	458	591
1,000 超 1,500 以下	42	6	662	293
1,500 超 2,000 以下	7	4	276	128
2,000 超	11	5	342	220
合計 (社)	471	424	2,606	2,403

【図表 24】 監査報酬額の分布



高いことが実証されている。殊に売上高と総資産に関してデータが欠落している企業を排除したために、図表 21 と図表 23 に比して企業数が異なっていることに留意されたい。図表 25、図表 26、ならびに図表 27 は、監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率の概要を示したものである。

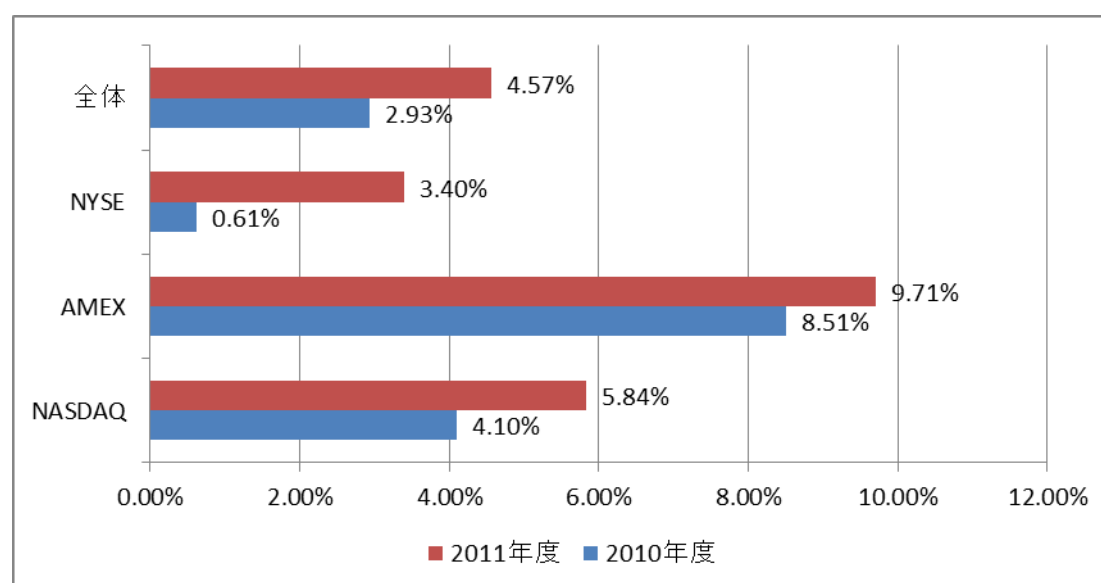
監査報酬対売上高比率の平均は、2.93%から4.45%に上昇しているのに対して、対総資産比率においては、0.27%から0.25%へと若干減少している。監査報酬総額が増加していることを踏まえると、このような差は売上高の増加率と総資産額の増加割合の違いに起因するものと考えられる。図表 26 からは、NYSE 上場企業よりも AMEX と NASDAQ の上場企業の方が監査報酬対売上高比率の平均値が高いことがわかる。これは、AMEX と NASDAQ の上場企業の企業規模が NYSE 上場企業に比して相対的に小さいためと解される。監査報酬対総資産比率についても同様に、図表 27 より、NYSE 上場企業よりも AMEX と NASDAQ の上場企業の方が相対的に平均値が高いのである。

【図表 25】 監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率

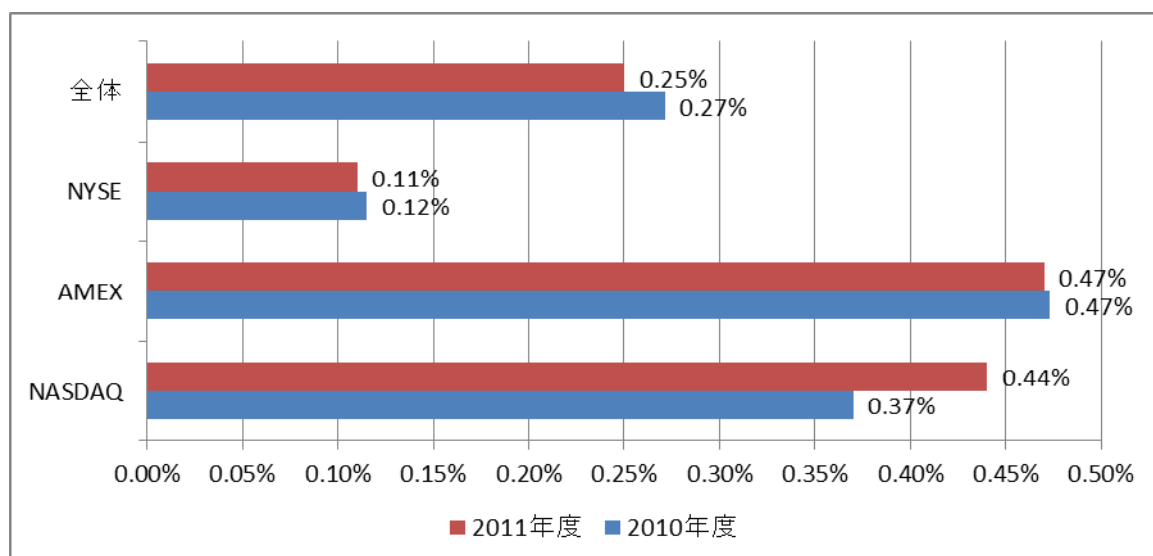
項目	全体		NYSE	
	2010 年度	2011 年度	2010 年度	2011 年度
企業数 (社)	4,870	4,656	2021	2050
対売上高比 平均 (%)	2.93	4.57	0.61	3.40
売上高 平均 (千ドル)	4,128,461.41	4,744,037	8,839,614.01	9,480,610.95
売上高 中央値 (千ドル)	338,156.00	401,480.49	1,608,650.00	1,644,967.00
企業数 (社)	4,972	4,795	2,042	2,085
対総資産額比 平均 (%)	0.27	0.25	0.12	0.11
総資産額 平均 (千ドル)	15,328,207.51	16,869,311.43	35,042,202.30	36,225,419.76
総資産額 中央値 (千ドル)	700,940.55	813,091.50	2,903,448.50	3,008,582.00

項目	AMEX		NASDAQ	
	2010 年度	2011 年度	2010 年度	2011 年度
企業数 (社)	310	275	2,538	2,331
対売上高比 平均 (%)	8.51	9.71	4.10	5.84
売上高 平均 (千ドル)	345,176.50	399,437.48	840,386.94	1,091,007.85
売上高 中央値 (千ドル)	47,108.50	49,511.90	140,332.00	160,167.00
企業数 (社)	347	323	2583	2387
対総資産額比 平均 (%)	0.47	0.47	0.37	0.44
総資産額 平均 (千ドル)	814,989.83	694,185.88	1,692,941.99	2,150,869.74
総資産額 中央値 (千ドル)	69,739.10	75,871.00	308,364.00	357,096.00

【図表 26】 監査報酬の対売上高比率の推移



〔図表 27〕 監査報酬の対総資産額比率の推移



(6) 監査報酬額の上位企業

監査報酬額の上位 10 社を図表 28 に示している。この図表 28 から判るように、GENERAL ELECTRIC 社と COMVERSE TECHNOLOGY 社を除く 8 社が金融機関であり、NASDAQ に 2,011 年に再上場した COMVERSE TECHNOLOGY 社以外の 9 社が NYSE 上場企業である。本年度に特徴的なのは、わが国三菱 UFJ フィナンシャル・グループがランキングされたことであろう。

〔図表 28〕 監査報酬額の上位 10 社

順位	企業名	2010 年度 監査報酬額 (千ドル)	2011 年度 監査報酬額 (千ドル)	2010 年度 の順位	監査事務所	市場
1	BANK OF AMERICA CORP /DE/	95,600	96,600	2	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
2	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP INC	144,500	91,600	1	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
3	GENERAL ELECTRIC CO	89,800	87,100	3	KPMG LLP	NYSE
4	COMVERSE TECHNOLOGY INC/NY/	-	81,309	-	Deloitte & Touche LLP	Nasdaq
5	DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSCHAFT	70,377	75,113	4	KPMG LLP	NYSE
6	METLIFE INC	61,700	70,900	6	Deloitte & Touche LLP	NYSE
7	CITIGROUP INC	70,300	68,800	5	KPMG LLP	NYSE
8	UBS AG	56,286	65,598	9	Ernst & Young LLP	NYSE
9	MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC	-	62,832	-	Deloitte & Touche LLP	NYSE
10	BARCLAYS PLC	58,758	62,565	7	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE

(7) 非監査業務に基づく報酬

非監査業務に基づく報酬の概要は、図表 29、図表 30、ならびに図表 31 のように示される。調査対象会社 5,345 社のうち、744 社は非監査業務報酬を支払っていないため除外している。

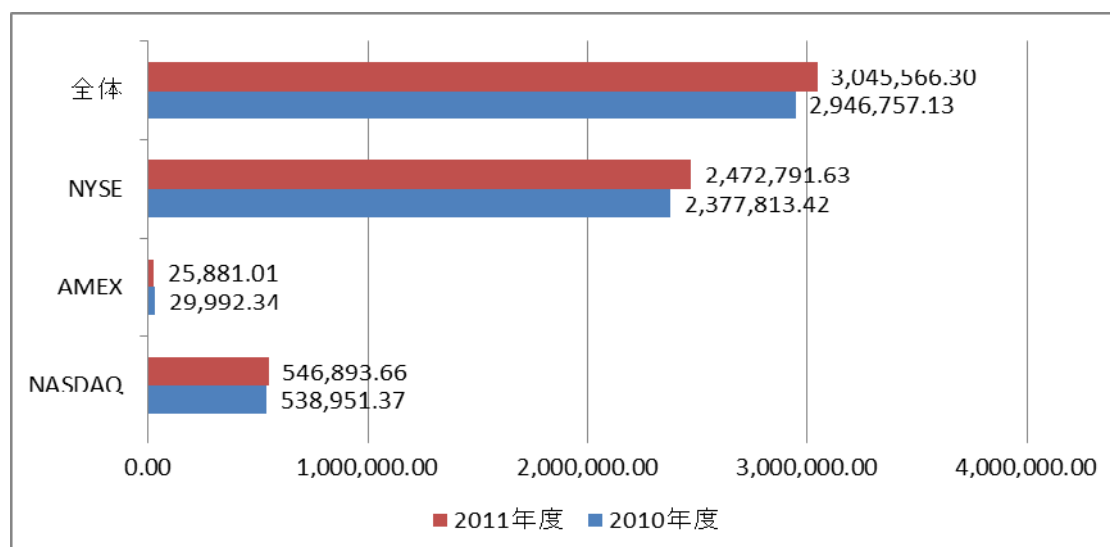
非監査業務に基づく報酬を支払っている企業の場合、支払額の平均は 2010 年度が 614.42 千ドルなのに対して 2011 年度は 661.94 千ドル、監査報酬に対する比率はそれぞれ 2010 年度 31.65%、2011 年度 39.66%となっており、去年に引き続き絶対額でも比率でも増加傾向にある。また、市場別にみると（図表 30）、NYSE 上場企業の相対的な大きさが目につく。非監査業務に基づく報酬支払額の上位 10 社は、図表 31 のとおり、すべて NYSE 上場企業である。

〔図表 29〕 非監査業務に基づく報酬の概況

項目	全体		NYSE	
	2010 年度	2011 年度	2010 年度	2011 年度
企業数 (社)	4,796	4,601	2,244	2,243
合計額 (千ドル)	2,946,757.13	3,045,566.30	2,377,813.42	2,472,791.63
平均額 (千ドル)	614.42	661.94	1,059.63	1,102.45
最大 (千ドル)	75,900.00	85,900.00	75,900.00	85,900.00
中央値 (千ドル)	67.66	109.68	161.62	223.61
最小 (千ドル)	0.20	0.04	0.60	0.04
標準偏差	2,359.43	2,630.89	3,312.81	3,636.49
対監査報酬額比平均 (%)	31.65	39.66	31.60	33.11

項目	AMEX		NASDAQ	
	2010 年度	2011 年度	2010 年度	2011 年度
企業数 (社)	389	349	2163	2009
合計額 (千ドル)	29,992.34	25,881.01	538,951.37	546,893.66
平均額 (千ドル)	77.10	74.16	249.17	272.22
最大 (千ドル)	3,651.00	3,453.00	17,474.00	17,729.00
中央値 (千ドル)	26.29	29.29	76.28	75.63
最小 (千ドル)	0.85	0.85	0.20	0.15
標準偏差	213.49	200.44	749.25	809.55
対監査報酬額比平均 (%)	42.34	35.37	29.79	30.08

〔図表 30〕 非監査業務に基づく報酬の合計額の推移



【図表 31】 非監査業務に基づく報酬の上位 10 社

順位	企業名	監査 報酬額 (千ドル)	非監査業務 報酬額 (千ドル)	対監査 報酬 比率 (%)	監査事務所	市場
1	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	35,300,000	85,900,000	243.3	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
2	CRAWFORD & CO	2,724,040	55,410,000	2,034.1	Ernst & Young LLP	NYSE
3	CATERPILLAR INC	31,600,000	46,458,700	147.0	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
4	FORD MOTOR CO	35,700,000	38,400,000	107.6	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
5	AVIVA PLC	32,084,700	33,600,000	104.7	Ernst & Young LLP	NYSE
6	WALGREEN CO	2,085,000	33,580,000	1,610.6	Deloitte & Touche LLP	NYSE
7	NOKIA CORP	25,176,700	30,601,500	121.5	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
8	MIZUHO FINANCIAL GROUP INC	54,073,200	26,100,000	48.3	Ernst & Young LLP	NYSE
9	CHEVRON CORP	25,200,000	25,400,000	100.8	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
10	STMICROELECTRONICS NV	6,851,550	24,400,000	356.1	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE

(8) 税務報酬

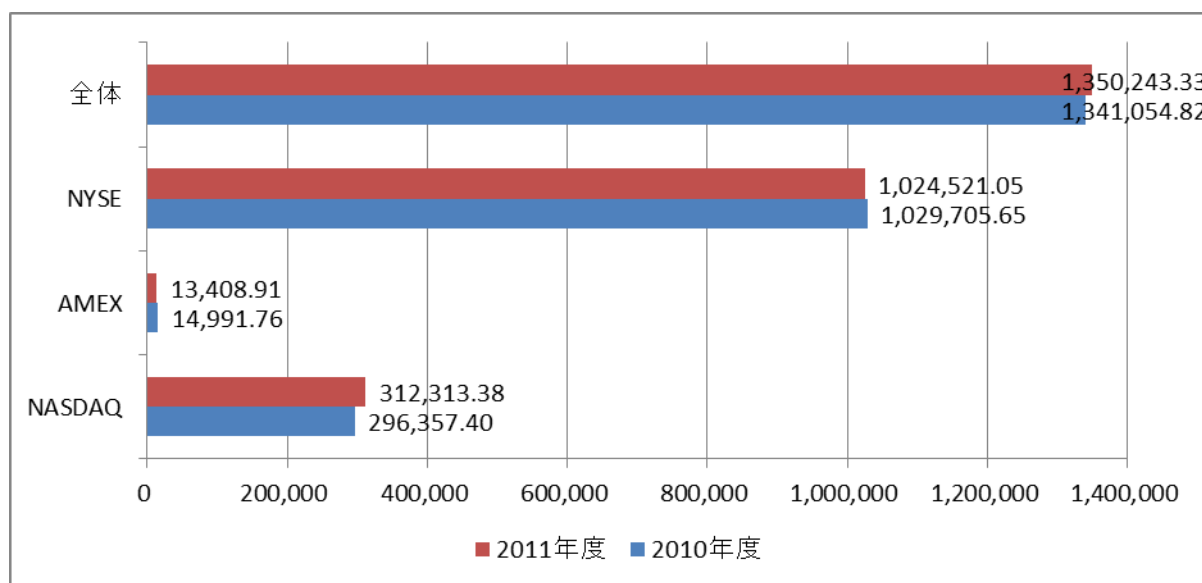
税務報酬の概況を図表 32、図表 33、ならびに図表 34 に示している。調査対象会社 5,345 社のうち、1,701 社は税務報酬を支払っていないため除外している。税務報酬の合計額は、2010 年度の 1,341,054.82 千ドルから 2011 年度は 1,350,243.33 千円と微増となっている。また、非監査業務に基づく報酬と同様に、平均額において NYSE 上場会社が相対的に高く、税務報酬支払額の上位 10 社は、NASDAQ 登録企業 1 社を除いてすべて NYSE 上場企業である。

【図表 32】 税務報酬の概況

項目	全体		NYSE	
	2010 年度	2011 年度	2010 年度	2011 年度
企業数 (社)	3,817	3,644	1,879	1,842
合計額 (千ドル)	1,341,054.82	1,350,243.33	1,029,705.65	1,024,521.05
平均 (千ドル)	351.34	370.54	548.01	556.20
最大 (千ドル)	27,273.00	37,147.00	27,273.00	37,147.00
中央値 (千ドル)	64.00	72.00	110.75	133.43
最小 (千ドル)	0.27	0.09	0.60	0.09
標準偏差	1,197.64	1,165.98	1,594.77	1,503.39
対監査報酬額比平均 (%)	18.70	26.32	18.42	20.33

項目	AMEX		NASDAQ	
	2010 年度	2011 年度	2010 年度	2011 年度
企業数 (社)	280	259	1,685	1,543
合計額 (千ドル)	14,991.76	13,408.91	296,357.40	312,313.38
平均 (千ドル)	53.54	51.77	178.74	202.41
最大 (千ドル)	3,612.00	2,965.00	15,752.00	14,239.00
中央値 (千ドル)	17.90	16.45	51.84	55.00
最小 (千ドル)	1.05	0.60	0.27	0.63
標準偏差	221.91	189.73	569.01	648.75
対監査報酬額比平均 (%)	23.97	21.73	18.14	19.46

〔図表 33〕 税務報酬の合計額の推移



〔図表 34〕 税務報酬の上位 10 社

順位	企業名	監査報酬額 (千ドル)	税務報酬額 (千ドル)	対監査報酬 比率 (%)	監査事務所	市場
1	CRAWFORD & CO	2724.04	37147.00	1363.67	Ernst & Young LLP	NYSE
2	XL GROUP PLC	13249.00	14239.00	107.47	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
3	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE /CAN/	18152.20	13600.00	74.92	Ernst & Young LLP	NYSE
4	Apollo Global Management LLC	20304.00	12373.00	60.94	Deloitte & Touche LLP	NYSE
5	SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP, INC.	42168.70	11600.00	27.51	KPMG LLP	NYSE
6	Fortegra Financial Corp	1090.08	11482.00	1053.32	Johnson Lambert & Co LLP	NYSE
7	MIZUHO FINANCIAL GROUP INC	54073.20	11000.00	20.34	Ernst & Young LLP	NYSE
8	FRANCE TELECOM /	20864.70	10017.00	48.01	Deloitte & Touche LLP	NYSE
9	NOKIA CORP	25176.70	9736.85	38.67	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
10	Mondelez International, Inc.	20827.00	9625.42	46.22	PricewaterhouseCoopers LLP	Nasdaq

(9) 総報酬の内訳

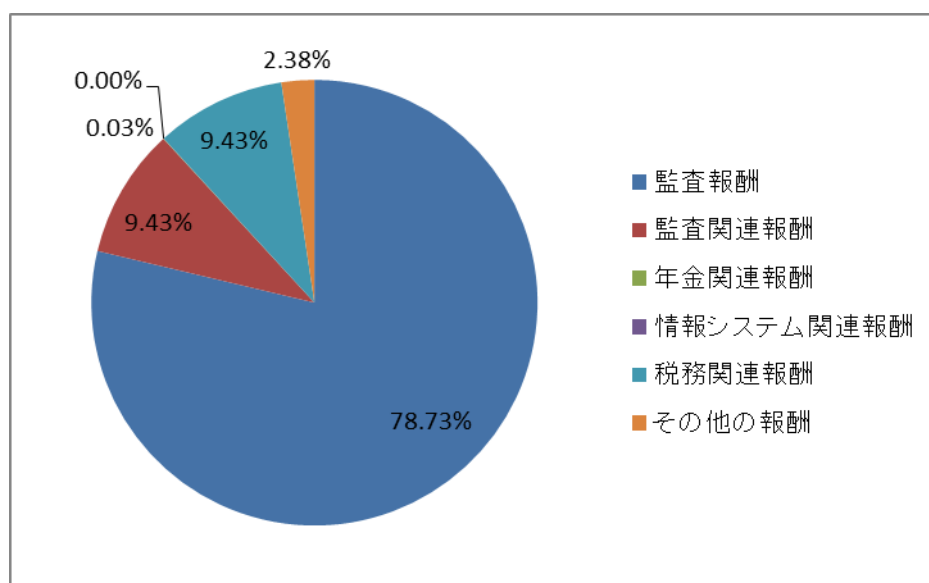
最後に、調査対象企業が 2011 年度に監査事務所に支払った総報酬の内訳を確認しておこう。

図表 35 は Audit Analytics®に収録されているデータ区分に基づいて、市場別に総報酬の内訳を示すとともに、それら内訳を円グラフで示している。市場間での各報酬割合に大きな差はみられず、監査報酬及び監査関連報酬が総報酬の 9 割弱を占めていることが読み取れる。この業務報酬の総額から見る限り、もはやアメリカにおいては全体的な傾向として非監査報酬の提供について問題となることはないであろうし、仮

に今後問題視されるとすれば、税務業務が監査業務と同時提供されている点であろうが、それも9.43%程度であって、独立性の侵害が懸念される状況にはないといえるであろう。

【図表 35】 総報酬に占める各業務報酬の割合

報酬種別	全体	NYSE	AMEX	NASDAQ
監査報酬	78.73%	77.99%	81.04%	81.43%
監査関連報酬	9.43%	10.36%	6.95%	5.97%
年金関連報酬	0.03%	0.03%	0.13%	0.01%
情報システム関連報酬	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
税務関連報酬	9.43%	9.12%	9.82%	10.61%
その他の報酬	2.38%	2.49%	2.05%	1.98%



(松本 祥尚)

3. 監査報酬の実証分析

(1) 問題の所在と分析の目的

わが国の監査報酬は、2008 年度の四半期レビュー及び内部統制監査導入に伴う増加を経て、ここ数年、減少傾向にある。

本年度のわれわれの調査によっても、2011 年度については、「1. 日本の監査報酬の実態分析」における[図表 5]に見られるように、監査証明業務に基づく報酬は、平均額で見れば 37.81 百万円から 36.75 百万円へと 2.8%減少している（中央値も、27.90 百万円から 26.00 百万円へと下方に移動している）。また、同じく「(8) 増減分析」の[図表 15]に示したように、SEC 登録企業等を除く分析対象から、2010 年度及び 2011 年度に決算期を変更した企業を除く 3,449 社のうち、2011 年度に監査報酬が増加した企業数は 724 社（20.99%）であるのに対して減少した企業数は 1,331 社（38.59%）と、減少企業数が増加企業数を大きく上回り、監査報酬は全体で 3,628.5 百万円減少している。

こうした状況は、2011 年 3 月 25 日に企業会計基準委員会より改正企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」等が公表され、四半期財務諸表の開示について緩和措置がとられたことに伴い、四半期レビューの対象が狭められたこと、並びに、同年 3 月 30 日に企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂に関する意見書」によって、内部統制報告及び内部統制監査の緩和措置がとられたこと等が影響しているのかもしれない。すなわち、四半期レビュー又は内部統制監査の対象範囲の縮小や手続そのものの簡素化によって、それらの手続、ひいては業務時間の減少が生じ、監査証明報酬の減少に至ったという可能性も指摘できる。

しかしながら、わが国上場企業の監査報酬は、2008 年度以降漸減を続けており、監査報酬の値下げに伴って生じているものと推察される監査時間の減少は、監査の品質に負の影響を及ぼしている恐れがある。また、監査の品質の低下は、財務報告内容に対して、監査人の十分なチェックが働いていないということを示唆するものであることから、企業内容開示制度において、財務報告を基礎として投資意思決定を行おうとする一般投資者の利害を損なうおそれがある。

そこで、本年度の監査報酬の実証分析のテーマとして、監査報酬の減少が財務報告の質に及ぼす影響について検討することとした。本研究で想定する監査報酬の減少と監査の質及び財務報告の質の関係についての想定は、[図表 36]に示す通りである。

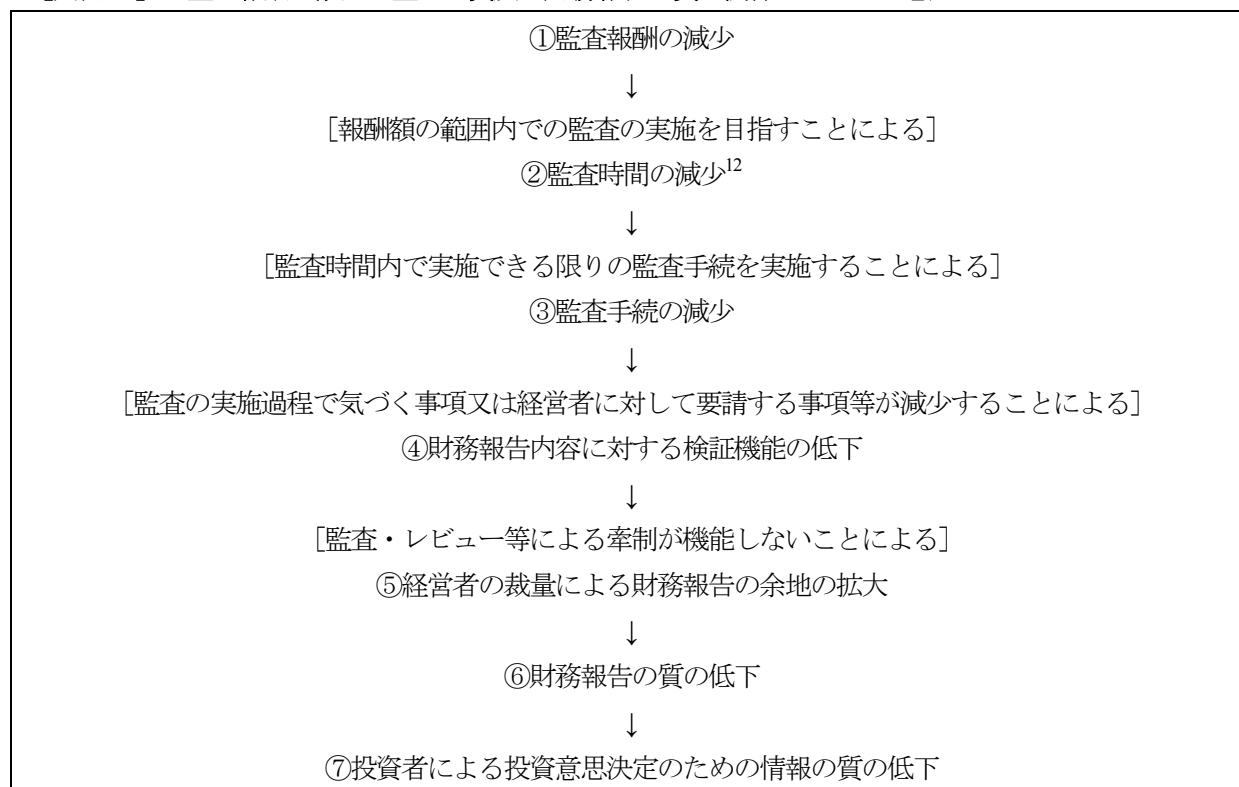
一昨年度のわれわれの分析¹¹では、内部統制の有効性の程度が財務諸表監査への影響を通して、どのように財務報告の質に影響をもたらすのかを検討した。本年度は、ここ数年にわたってわれわれが問題視し、当研究会のわが国における監査報酬の実態に関する検討において指摘してきた監査報酬の低減の動向との関連で、財務報告の質への影響を検討することとした。

¹¹ 監査人・監査報酬問題研究会（2010）『2011 年版 上場企業 監査人監査報酬白書』日本公認会計士協会出版局、「第 I 部 3. 監査報酬データの実証分析」、23-31 頁。

なお、同分析は、以下の文献に所収されている。

監査人・監査報酬問題研究会（2012）『わが国監査報酬の実態と課題』日本公認会計士協会出版局（松本祥尚稿「内部統制の有効性と監査報酬との関係」、第 6 章第 3 節）。

【図表 36】の監査報酬の減少と監査の質及び財務報告の質の関係についての想定



(2) 実証分析

①先行研究と仮説設定

まず、監査報酬の低減の動向による財務報告の質への影響を考えると、財務報告の質をいかなる指標で捉えるかが問題となる。財務報告の質を識別する方法としては、いくつかの方法が考えられるが、そのうちの1つとして、財務会計領域における先行研究では、利益の質という考え方が先行研究の積み重ねを経て、広く受け入れられてきている。すなわち、財務報告による利益数値は、会計発生高とキャッシュフローからなるが、そのうち、会計発生高については、同じ環境下にある同業他社等の利益数値から正常会計発生高（normal accruals）を算出し、それを上回って発生している部分を異常会計発生高（abnormal accruals）と捉える。異常会計発生高が大きければ、経営者による裁量的会計行動があった可能性が高い又はそうした行動がとりうる余地が大きいものと推定され、利益の質が低い、と見做すのである¹³。

利益の質による研究方法は、財務会計領域においては一定の支持を得ているものの、そのことが必ずしも監査の質を意味するかどうかは定かではない。たとえば、町田・林（2013）では、利益の質には経営者の判断等の財務会計上の要素が多分に含まれることから、利益の質をもって監査の質の代理変数とすることは必ずしも適切ではないという立場をとっている。

しかしながら、本研究が目的とするのは、監査報酬の低減が利益の質にいかなる影響を及ぼしているかという、いわば監査サイドから財務会計サイドに向けての分析であるということから、上記の懸念はここでは必ずしも該当しないであろう。

次に、海外を中心とした先行研究を見てみると、監査報酬と利益の質の関係については、2つの研究の方

¹² 監査報酬の減少が、監査時間の減少と有意な関連性を持つことは、町田（2012）を参照されたい。

¹³ 異常会計発生高による利益の質の考え方及び分析手法については、須田（2000）を参照されたい。

向性が認められる。1 つは、たとえば、Gul et al. (2003)等に見られるように、異常会計発生高が監査報酬に及ぼす影響を及ぼすかという課題である。もう 1 つは、Kim et al. (2010) 等に見られるように、監査報酬について、企業の規模その他の指標によって標準監査報酬を算出し、それからの乖離をもって異常監査報酬を識別し、それが異常会計発生高に及ぼす影響を及ぼすかというものである。

このうち、後者の例に倣って、わが国においても、矢澤（2008）が異常監査報酬による異常会計発生高への影響を分析しており、また矢澤（2011）では、質の高い監査の代理変数として監査報酬を捉え、高い監査報酬が異常会計発生高をいかに抑制しているかを分析している。

本研究は、前述のとおり、監査報酬が高いか否か又は高いか低いかを捉えるのではなく、監査報酬の低減又はダンピングに近い状況が、利益の質に及ぼす影響を及ぼすかを問題としている。

こうした分析は、海外ではあまり成立しないように思われる。なぜならば、海外では、欧州やアメリカにおいて、監査事務所の強制的交代の議論の理由の一つとして、監査報酬の高止まりが挙げられている¹⁴ように、監査報酬の高さが問題とされることはあっても、わが国で見られるような数多くの企業が監査報酬の低減を図るという動向は見られないからである。そうした状況下では、個々の企業の状況に対して、実際の監査報酬が、標準監査報酬、すなわち算定された理論値からいかに乖離しているか、という問題を取り上げる研究は数多く行われているものの、監査報酬の引下げ自体を問題視して取り上げる研究が生じる余地は少ないであろう。

そこで本研究では、次のような帰無仮説を設定することとした。

〔仮説〕 監査報酬の引下げを行った企業は、引下げが行われた期間において、引下げを行わなかった他の企業に比べても、利益の質に差はない。

②サンプル選択とモデルの設定

本研究で利用するサンプルは、本報告書において調査を行った結果によって得られたデータに基づいている。具体的には、以下の〔図表 37〕のとおりである。

〔図表 37〕 サンプル抽出

1. 対象としたサンプル

2011 年 4 月期決算から 2012 年 3 月期決算までの上場企業 3,553 社

2. 除外したサンプル

金融機関及びその他の規制業種（電気・ガス、航空等）

SEC 登録企業等 35 社

上記期間中に上場廃止となった企業

前年度又は今年度の分析データが得られない企業

監査報酬の引下げを行ったもののその比率が前年度比 5%未満である企業

3. 最終的なサンプル

2,275 社（うち、監査報酬が前年度比 5%以上低減した企業 628 社）

〔図表 37〕のうち、「監査報酬の引下げを行ったもののその比率が前年度比 5%未満である企業」を除く

¹⁴ たとえば、EC (2011) を参照されたい。

のは、監査報酬を低減させた企業とそうでない企業を明確に区分するためである。また、[図表 17] では、監査報酬の低減した企業が 1,331 社あるものの、そのうち、10%未満の減少に分類される企業が 923 社に上るため、ここでは、5%を識閾として設定することとした。

上記のサンプルに対して、まず、修正 Jones モデル (Jones, 1991) により、以下のような手順で異常会計発生高を算出する。

1) 総会計発生高 (ACCR) の算出

$$ACCR_{it} = (E_{it} - CFO_{it}) / A_{t-1}$$

2) 正常会計発生高の推定

$$ACCR_{it} = \alpha(1/A_{it-1}) + \beta_1(REV_{it} - \Delta REC_{it}) / A_{it-1} + \beta_2(PPE_{it} / A_{it-1}) + \varepsilon_i$$

3) 異常会計発生高の算出 (上記 2) で算出された係数を利用して求めた正常会計発生高を、1)の総会計発生高から控除)

$$DA_{it} = ACCR_{it} - (\alpha(1/A_{it-1}) + \beta_1(REV_{it} - \Delta REC_{it}) / A_{it-1} + \beta_2(PPE_{it} / A_{it-1}))$$

<変数の説明>

ACCR :	総会計発生高
DA :	異常会計発生高
E :	異常項目控除前・税引き後当期純損益
CFO :	営業キャッシュフロー
A :	総資産
Δ REV :	売上高の変化額
Δ REC :	売上債権の変化額
PPE :	償却性固定資産

次に、この異常会計発生高を元に、次のモデルによって、多変量解析による分析を行い、異常会計発生高に対する監査報酬の低減の影響を検討する。

モデル式 :

$$|DA| = \alpha + \beta_1 AF_D_i + \beta_2 GROWTH_i + \beta_3 LOSS_i + \beta_4 ASSET_i + \beta_5 RECEIVABLE_i + \beta_6 DE_i + \beta_7 BMi + \beta_8 CFO_i + \beta_9 SEGMETS_i + \beta_{10} BIG_i + \varepsilon_i$$

<変数の説明>

●従属変数

|DA| : 修正 Jones モデルによる裁量的会計発生高 (DA) の絶対値

●分析対象となる独立変数

AF_D: 監査報酬が前期に比べて 5%以上下がっていれば 1、そうでなければ 0 となるダミー変数

●コントロール変数

GROWTH : 前年度からの売上高成長率
 LOSS : 2 年間の純損益の合計が 0 未満ならば 1、それ以外は 0;
 ASSET : 総資産の自然対数;
 RECEIVABLE : 売上債権 / 総資産

LEV :	総負債／総資産
BM :	純資産簿価時価比率
CFO :	営業キャッシュフロー／総資産
SEGMENTS :	(1＋事業セグメント数) の自然対数;
BIG3 :	監査人が新日本、トーマツ、あずさであれば1、それ以外は0

③実証分析の結果と解釈

まず、修正 Jones モデルによる異常会計発生高について平均差の検定を行った。結果は、次の [図表 38] のとおりである。

[図表 38] 異常会計発生高に関する平均差の検定

	平 均		標準偏差		t 統計量 (期待符号+)
	監査報酬 低減企業 (n=628)	監査報酬 非低減企業 (n=1,647)	監査報酬 低減企業 (n=628)	監査報酬 非低減企業 (n=1,647)	
異常会計発生 高の絶対値	0.069	0.062	0.091	0.086	6.736***

***: p<.01

ここに見られるとおり、予想どおり、監査報酬低減企業の方が異常会計発生高の絶対値の平均が有意に大きい、という結果となり、先の帰無仮説は棄却された。

もちろん、これだけでは、企業規模等の条件によるものかどうかを判断できないことから、念のため、先のモデルにより各企業の条件をコントロールして分析することとする。

各変数の記述統計量及び相関係数（共線性の分析）は、[図表 39] 及び [図表 40] のとおりである。

[図表 39] 記述統計量

	平均値	標準偏差	N
AF_D	0.276	0.447	2,275
GROWTH	0.960	10.817	2,275
LOSS	0.196	0.397	2,275
ASSET	9.821	1.878	2,275
RECEIVABLE	0.273	0.186	2,275
LEV	1.707	1.926	2,275
BM	-0.746	1.957	2,275
CFO	0.043	0.111	2,275
SEGMENTS	0.904	0.565	2,276
BIG3	0.683	0.465	2,275

[図表 40] 相関係数

	AF_D	GROWTH	LOSS	ASSET	RECEIV- ABLE	LEV	BM	CFO	SEG- MENTS	BIG3
AF_D	1									
GROWTH	-.055	1								
LOSS	.248	-.034	1							
ASSET	.079	-.015	-.174	1						
RECEIV- ABLE	-.268	.011	-.112	-.177	1					
LEV	-.381	.001	-.081	-.062	.209	1				
BM	.685	-.045	.139	.072	-.100	-.528	1			
CFO	.220	-.019	.208	-.120	-.086	.092	.060	1		
SEG- MENTS	.618	-.032	.167	.139	-.134	-.221	.417	.148	1	
BIG3	-.017	.020	-.119	.216	.015	-.001	.032	-.050	-.012	1

続いて、先のモデルに基づく、多変量解析の推定結果は、[図表 41] のとおりである。

[図表 41] 多変量解析の推定結果

	切片	AF_D	GROWTH	LOSS	ASSET	RECEIVABLE
期待符号		+/-	+	+	+	+
係数	-0.0322	-0.0282	-0.0005	0.0581	0.0003	-0.0248
t 値	-2.6044***	-3.8901***	-2.9565***	11.2249***	0.2340	-2.2155**
	LEV	BM	CFO	SEGMENTS	BIG3	
期待符号	+	+	+	+	-	
係数	-0.0043	0.0030	0.3122	-0.0053	-0.0044	
t 値	-3.5775***	2.0694**	16.9596***	-1.2079	-1.0343	

Adj. R²= .190

***: p<.01, **: p<.05, *: p<.10, n.s.: 有意差なし

期待符号は、先の平均差の検定を受けて、+/-としたが、結果は、平均差の検定の結果とは異なり、監査報酬の低減は、異常会計発生高に対して負の影響を有するものであるという結果となった。この結果から見る限り、監査報酬の低減の動向は、異常会計発生高を有意に抑制している関係にあることとなる。

この結果は、どのように解釈すべきなのであろうか。

考えられる解釈としては、第 1 に、監査報酬の低減によって、経営者の裁量的会計行動には結びついていない、あくまでも企業のコスト削減目的や監査事務所の顧客獲得目的に応じて、監査報酬の低減が生じているという可能性が残るということである。

第 2 には、平均差の検定とモデル分析の結果が異なることも含めて考慮すると、われわれのモデルでは、十分に企業規模等をコントロールできていなかったという可能性もあるかもしれない。本研究のようなサ

ンプル全体を標本集団とするのではなく、比較対照となるサンプルを抽出して、同じ規模や業種のサンプルで分析することを検討すべきかもしれない。また、サンプルのうち、約 70%を占める 3 月決算企業については、内部統制監査の緩和措置の影響を強く受けている可能性もあるため、決算期による区分又は内部統制監査等の制度変更の影響を受けない時期を取り上げて分析することも検討する必要があるかもしれない。

第 3 には、監査報酬の低減は、それが企業側の意向であれ、監査人側からの働き掛けであれ、結果として、裁量的会計行動をとらないような企業において行われており、裁量的会計行動をとりうる企業においては、監査報酬の低減は生じていないという考え方も取りうるであろう。

これらについては、更なる分析を行う必要があるであろう。

(3) むすびにかえて

監査研究の領域においては、公開情報であり、かつ、監査時間及び監査実施者のスキル（専門性）を反映して決定されると解される監査報酬は、監査の品質の代理変数として取り扱われることが多い。先に述べたように、海外においては、監査報酬と利益の質の関係についても、利益の質が監査報酬に及ぼす影響や、その逆に監査報酬が利益の質に及ぼす影響が検討されてきているが、監査報酬が上場企業の 25%以上の企業において低減し、かつそれが、四半期レビューや内部統制監査の導入期を除いて、毎年のように繰り返されている状況は、わが国に固有又は特異な状況であると思われる。

こうした状況を前にして、上場企業の監査の質にいかなる影響があるのかを検討することは、わが国の監査を研究主題としているわれわれにとって避けては通れない課題であると認識している。

本研究では、[図表 36] で想定したような負の連関は見出すことができず、逆に、監査報酬の低減企業の方が、経営者の裁量的会計行動の余地である、異常会計発生高が少ない傾向にあることが明らかとなった。

このことが先に示した解釈の 1 つのように、監査報酬の低減が裁量的会計行動の余地のない企業で起きているのだとすれば、監査の品質という点では、監査報酬の低減の負の影響は相対的に抑制されているといえるのかもしれない。しかしながら、両者の関係性又は因果関係は、本稿では探求することができなかった。

更なる分析のためには、対象企業をより厳密にコントロールすること、及び正常会計発生高の推定をより慎重に行うことはもとより、異常会計発生高の増減によって監査報酬がいかなる影響を受けるかという方向性でのアプローチと、監査報酬の増減が異常会計発生高にいかなる影響を及ぼすのかという 2 つのアプローチを組み合わせる必要があるかもしれない。

いずれにしても、四半期レビュー及び内部統制監査の導入、あるいは緩和措置の導入等の影響を避けつつ分析することができるのは、次年度ということになるであろう。

その点も含め、次年度以降における本研究及びわれわれの今後の課題としたい。

(町田 祥弘)

監査報酬の多寡（適正水準）については種々議論のあるところであるが、日本の監査報酬はアメリカに比べてかなり低いことが、例年と同様に確認された。監査の品質は、なかなか客観的には図ることができないものの、監査時間の積み重ねによって計上される監査報酬は、その重要な客観的指標の一つである。われわれ監査人・監査報酬問題研究会が監査報酬を調査し、分析する意図はそこにある。私たちが実施した分析は、紙幅の関係もあって極めて簡単なものに留まっているが、今後、多くの監査論及び会計学等の研究者がわれわれの調査研究データを活用し、更なる研究の進展を図ることを願っている。さらには、そうした研究成果の積み重ねがひいては日本の監査実務にフィードバックされていくことを期待している。

【参考文献】

- European Committee (2011), “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2006/43/EC on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts,” and “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities,” 30th November.
- Gul, Ferdinand A., Charles J. P. Chen, and Judy S. L. Tsui (2003), “Discretionary Accounting Accruals, Managers’ Incentives, and Audit Fee,” *Contemporary Accounting Research* 20-3 (Fall), pp. 441-464.
- Jones, J. J. (1991), “Earnings management during import Relief investigations,” *Journal of Accounting Research* 29, pp.193-228.
- Kim V, Jeong-Bon, Jong-Hag Choi, Yoonseok Zang(2010), “Do Abnormally High Audit Fees Impair Audit Quality?” *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 29-2, pp.115-140.
- Securities and Exchange Commission (SEC) (2003), *General Rules and Regulations on Securities Exchange Act of 1934, §240.14a-101, Schedule 14A, Information required in proxy statement, Item 9.*
- SEC (2003), *Final Rule: Strengthening the Commission's Requirements Regarding Auditor Independence*, January. 28.
- PCAOB (2010), “PCAOB Adopts New Auditing Standards on Risk Assessment,” *News Releases*, August 5.
- 監査人・監査報酬問題研究会 (2009)『2010 年版 上場企業監査人・監査報酬白書』日本公認会計士協会出版局。
- 監査人・監査報酬問題研究会 (2010)『2011 年版 上場企業 監査人監査報酬白書』日本公認会計士協会出版局。
- 監査人・監査報酬問題研究会 (2012 年)『わが国監査報酬の実態と課題』日本公認会計士協会出版局。
- 須田一幸 (2000)『財務会計の機能—理論と実証—』白桃書房。
- 町田祥弘 (2012)「監査時間の国際比較に基づく監査の品質の分析」、『会計』181巻3号、354-367頁。
- 町田祥弘・林隆敏 (2013)「監査人の継続監査期間によるゴーイング・コンサーン対応への影響」、『税経通信』68巻3号、132-146頁。
- 矢澤憲一 (2008)「監査報酬と利益の質—専門性・独立性低下仮説の検証—」、『会計』174 巻 3 号、89-102 頁。
- 矢澤憲一 (2011)「コーポレート・ガバナンス、監査報酬、利益管理の関連性」、『会計プロGRESS』12 号、28-44 頁。

【執筆者紹介】

林 隆敏（はやし たかとし）（今年度責任者）

関西学院大学・教授

関西学院大学商学部卒業、同大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得後退学、甲子園大学を経て、現在に至る。博士（商学・関西学院大学）。

これまでに、日本監査研究学会理事・幹事、日本会計研究学会幹事、金融庁企業会計審議会監査部会専門委員、公認会計士試験試験委員等。

【主要著書】『継続企業監査論—ゴーイング・コンサーン問題の研究—』（中央経済社、2005年）、『国際監査基準の完全解説』（共著、中央経済社、2010年）、『五訂版 ベーシック監査論』（共著、同文館出版、2011年）、『実証的監査理論の構築』（共著、同文館出版、2012年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）等。

松本 祥尚（まつもと よしなお）

関西大学大学院・教授

関西大学商学部卒業、神戸大学大学院経営学研究科博士前期課程修了、香川大学を経て、現在に至る。

これまでに、日本監査研究学会理事・幹事、金融庁企業会計審議会監査部会専門委員、公認会計士試験試験委員等。

【主要著書】『国際監査基準の完全解説』（共著、中央経済社、2010年）、『五訂版 ベーシック監査論』（共著、同文館出版、2011年）、『実証的監査理論の構築』（共著、同文館出版、2012年）、『会計士監査制度の再構築』（共編著、中央経済社、2012年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）等。

町田 祥弘（まちだ よしひろ）

青山学院大学大学院・教授

早稲田大学商学部卒業、同大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得後退学、東京経済大学を経て、現在に至る。博士（商学・早稲田大学）。

これまでに、日本監査研究学会理事・幹事、日本内部統制研究学会理事、日本ディスクロージャー研究学会監事、金融庁企業会計審議会監査部会および内部統制部会専門委員、公認会計士試験試験委員等。

【主要著書】『会計プロフェッションと内部統制』（税務経理協会、2004年）、『内部統制の知識』（日本経済新聞出版社、2007年）、『実証的監査理論の構築』（共著、同文館出版、2012年）、『会計士監査制度の再構築』（共編著、中央経済社、2012年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）等。